

○地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成20年3月25日付け国道利第24号道路局路政課長通知）

（下線部分が改正部分）

改正後	現行
<p>地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについては、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号。以下「22号通達」という。）に定められているところであるが、22号通達の趣旨に従い、今般標準的な取扱例を別紙のとおり作成したので、下記の事項に留意の上、運用上の参考とされたい。</p>	<p>地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについては、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号。以下「22号通達」という。）に定められているところであるが、22号通達の趣旨に従い、今般標準的な取扱例を別紙のとおり作成したので、下記の事項に留意の上、運用上の参考とされたい。</p>
<p>なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。</p>	<p>なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1～3 （略）</p>	<p>1～3 （略）</p>
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>
<p>地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱例</p>	<p>地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱例</p>
<p>1 街灯等占用物件に添加する広告物の取扱例</p> <p>(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等</p> <p>広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物、物件又は施設（以下「利便工作物等」という。）の整備又は維持管理とする。</p> <p>① 街灯その他道路法施行令第17条各号で定められている工作物又は施設（利便工作物）</p> <p>② 自転車駐車器具、アーケードその他道路上に設置することにより、当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設</p>	<p>1 街灯等占用物件に添加する広告物の取扱例</p> <p>(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等</p> <p>広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物、物件又は施設（以下「利便工作物等」という。）の整備又は維持管理とする。</p> <p>① 街灯その他道路法施行令第16条の2各号で定められている工作物又は施設（利便工作物）</p> <p>② 自転車駐車器具、アーケードその他道路上に設置することにより、当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設</p>
<p>(2)～(4) （略）</p> <p>(5)(7)～(エ) （略）</p>	<p>(2)～(4) （略）</p> <p>(5)(7)～(エ) （略）</p>

(オ) 広告物を設置することにより、利便工作物等の本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるおそれがある場合には許可しないものとする。

特に、道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物については、慎重に取り扱うものとし、許可する場合にも必要最小限の大きさとし、当該施設の協賛者、寄贈者等の名称及び広告料が当該施設の整備又は維持管理に要する費用に充当される旨表示する簡素なものであること。

(例) 花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物の表示の大きさは表示方向から見た場合における当該施設等の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。

(カ)～(コ) (略)

(6)～(7) (略)

2 (略)

### 3 道路管理者が管理するベンチに添加する広告物の取扱例

#### (1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体

広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が行う道路管理者が管理するベンチの整備又は維持管理とする。

#### (2) 広告物の形態

対象とする広告物は、ベンチに対して、協賛者名等を添加する形態のものとする。

#### (3) 広告物の占用主体

原則として、広告物を添加するベンチの整備又は維持管理を行う主体が新規に占用許可申請を行うものとする。

#### (4) 占用の期間

異なる占用主体が交替で広告物を設置することを前提とする場合等には、必要に応じ、占用の期間を短期に設定するものとする。

#### (5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) ベンチに添加する広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合におけるベンチの幅及び高さを超えないものであること。

(イ) ベンチに添加する広告物は、原則としてベンチ1個につき1個までとする。

(ウ) 広告物を設置することにより、ベンチの本来の機能若しくは道

(オ) 広告物を設置することにより、利便工作物等の本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるおそれがある場合には許可しないものとする。

特に、道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物については、慎重に取り扱うものとし、許可する場合にも必要最小限の大きさとし、当該施設の協賛者、寄贈者等の名称及び広告料が当該施設の整備又は維持管理に要する費用に充当される旨表示する簡素なものであること。

(例) 花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物の表示の大きさは表示方向から見た場合における当該施設等の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。

(カ)～(コ) (略)

(6)～(7) (略)

2 (略)

路景観が著しく損なわれるおそれがある場合には許可しないものとする。

(エ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

(オ) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(カ) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(キ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置すること。

(6) 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

(ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。

(イ) 道路管理者がベンチの移設、撤去等を行うときは、当該ベンチに添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。

(ウ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

(エ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。

② 広告物は、反射材式でないこと。

③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること

(7) 運用上の留意事項

(ア) 広告物を添加することを主たる目的としてベンチを設置することは本取扱いの趣旨とするところではないこと。

(イ) ベンチに添加する広告物からの広告料が、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されること。なお、道路管理者以外の者が行うベンチの整備又は維持管理に当たっては、道路法第24条に規定する手続きが必要となる場合があること。

(ウ) ベンチの整備又は維持管理及び添加広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、ベンチの整備又は維持管理を行う事業者及び添加広告物の設置又は管理を行う事業者が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。

(エ) 道路管理者がベンチの移設、撤去等を行う場合には、当該ベンチに添加する広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

(オ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料がベンチの整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

(カ) 道路管理者は、ベンチに広告物の添加を認めようとする場合には、事前に時間的余裕を持って、当該地域を管轄する警察署長に対し、広告物の広告事業者、表示内容、設置箇所等を記載した詳細な広告物の全体的な設置計画について協議を行うこと。

なお、当該協議において、警察署長から交通安全上の意見があったときには、ベンチの改善、占用許可の条件を附すなど、必要な措置を行うこと。